

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する実施要領

（令和 8 年 8 月 26 日）
建 技 第 3 - 2 0 号

【沿革】 令和 7 年 8 月 25 日付け建技第 3-12 号制定、令和 8 年 8 月 26 日付け建技第 3-20 号一部改定

（目的）

第 1 この実施要領は、岩手県県土整備部の発注する工事において、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）を積算するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（対象工事）

第 2 岩手県県土整備部が発注する工事のうち、原則として全ての屋外工事を対象とする。

2 発注者は、現場環境改善費として、熱中症対策・防寒対策に要する費用を積み上げ計上できる工事の対象である旨を特記仕様書にて明示するものとする

（実施方法）

第 3 受注者は、熱中症対策・防寒対策に要する費用の積み上げ計上を希望する場合は、発注者に対し、当該工事における対策に必要な施設・設備の種類、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合簿により協議できるものとする。

2 発注者は、対策の妥当性を確認し、積み上げ計上の対象とする対策について、受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、設計図書の変更までに、当該工事において実施した対策の施設・設備の種類、設置期間及び対策に要した費用が分かる資料を工事打合簿により発注者に提出しなければならない。

（工事費の積算）

第 4 積み上げ計上する費用については、熱中症対策・防寒対策のための施設や設備に要するリース価格または減価償却費相当額とし、共通仮設費に計上する。

2 リース品の場合には、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

積算価格＝月当たりリース価格^{※1}×設置月数
※1 実際のリースに要する費用を見積書等で確認

3 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費相当額を計上する。減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとする。

積算価格＝購入価格^{※2}×設置月数／（耐用年数×12）
※2 実際の購入に要する費用を見積書等で確認

4 計上する費用は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上される額の 100%を上限とする。

＜設計変更の対象とする熱中症対策・防寒対策＞

主に現場の施設や設備に対する費用

例)・遮光ネット ・大型扇風機 ・製氷機 ・日除けテント ・ミストファン 等

＜設計変更の対象とならない熱中症対策・防寒対策＞

主に作業員個人に対する費用

例)・塩飴 ・経口補水液 ・熱中症対策キット ・空調服 ・防寒具 等

(その他)

第5 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則 (令和7年8月25日建技第3-12号)

この要領は、令和7年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事から適用する。

(令和8年8月26日建技第3-20号)

この要領は、令和8年10月1日以降、入札公告に付す工事に適用する。